

児童相談管理システム導入業務委託

プロポーザル評価基準書

令和3年6月

沖縄市

1 基本事項

優先交渉権者の選定にあたっては、本市にとって最適な事業者を選定するため、公募型プロポーザル方式を採用し、評価点の最も高い提案者を最優秀提案者とする。

最優秀提案者は、業者選定委員会の決定を受けることにより、優先交渉権者となる。

2 審査

審査員については「こどものまち推進部業者選定委員会設置要綱」に基づいて設置した選定委員にて企画提案書及びプレゼンテーション・デモンストレーション評価を行う。一次審査については、評価員毎に評価の分かれるものではないため、事務局にて集計するものとする。

3 選考方法

評価方法は総合評価方式とし、一次審査と二次審査に分けて評価を行なう。一次審査における評価点上位 3 社を二次審査の対象とする。一次審査は「システム機能要件書」「企画提案書」及び「見積書」の書類審査により実施し、二次審査は一次審査の評価点数にプレゼンテーション・デモンストレーションの評価点を加算して評価する。

4 評価内容

(1) 「システム機能要件書」の評価

システム機能要件書に記載した全 71 項目に基づく対応可否の回答から、評価を行う。

(2) 価格の評価

「児童相談管理システム導入業務委託」、「児童相談管理システム賃貸借（1 ヶ月）」の見積価格について、事業者間を比較し、最も低い価格の見積書を基準とし相対的評価を行う。

(3) 企画提案書等の評価

企画提案書等の書類を確認し、提案内容を評価する。企画提案書等の一部については二次審査で評価を行う。

(4) プレゼンテーション・デモンストレーションの評価

プレゼンテーション及びデモンストレーションを実施し、提案者取り組み意欲等について総合的に評価する。

5 評価点

(1) 一次審査（書類審査）

合計 750 点満点とし、配点を次のとおりとする。

- | | |
|--------------|-------|
| ① 機能要件書の評価点 | 300 点 |
| ② 見積書の評価点 | 150 点 |
| ③ 企画提案書等の評価点 | 300 点 |

(2) 二次審査（プレゼンテーション・デモンストレーション審査）

250 点満点とし、配点を次のとおりとする。

① プレゼンテーション・デモンストレーションの評価点 250 点

6 「システム機能要件書」の採点方法

(1) 「システム機能要件書」の回答基準

			回答基準	回答
提案額内	システム保守対象	パッケージ実装機能	標準のパッケージ機能で実現可能	A
		上記に準ずる機能	現在は機能を有していないが、運用開始時にはパッケージ機能で実現可能。(無償カスタマイズを含む)	B
			標準のパッケージ機能にはないが、それに準ずる他のパッケージ機能で実現可能。	C
			機能を有していないが代替機能(アドオン対応、別ツールの運用にて対応可能)で実現可能。	D
提案額外	保守外	追加費用	実現可能であるが、追加費用が発生し、提案額を上回る。	E
		実現不可	要件を実現できない。	F

(2) 評価指標

- ① 必須項目及び推奨項目の回答について集計し、採点を行う。その際、提出された機能要求書の回答内容を精査し、可否の確認を行う。
- ② 必須項目及び推奨項目の各回答による評価点は、以下の表のとおりである。

回答	必須項目 (A) 68 項目	推奨項目 (B) 3 項目
A	5 点	3 点
B	4 点	2 点
C	3 点	1.5 点
D	2 点	1 点
E	1 点	0.5 点
F	0 点	0 点

(3) 算出方法

以下の式に当てはめ、合計点数を 300 点満点で換算する。換算後の点数を機能要求書の評価点とする。(満点 300 点)

$\text{「評価点」} = (\text{評価点合計} \div 349 \text{ 点 (システム機能要件書の満点)}) \times 300 \text{ 点}$ <p>※小数点以下第 2 位を、四捨五入する。</p>
--

7 価格評価の採点方法

(1) 見積書（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の評価項目

① 児童相談管理システム導入業務委託

順位	得点
1 位	50 点（最低価格事業者）
2 位以下	(1 位の見積費用 / 当該事業者見積費用) × 50 点 ※小数点以下第 2 位を、四捨五入する。

② 児童相談管理システム賃貸借

順位	得点
1 位	50 点（最低価格事業者）
2 位以下	(1 位の見積費用 / 当該事業者見積費用) × 50 点 ※小数点以下第 2 位を、四捨五入する。

(2) 算出方法

以下の式に当てはめ、合計点数を 150 点満点で換算する。換算後の点数を機能要求書の評価点とする。（満点 150 点）

$\text{「評価点」} = (\text{評価点合計} \div 100 \text{ 点 (見積書の満点)}) \times 150 \text{ 点}$ <p>※小数点以下第 2 位を、四捨五入する。</p>
--

8 企画提案書等の評価

(1) 企画提案書等の評価項目 ※No.12、No.16、No.17 は傾斜配点有り

No	項目	合計点	評価基準	配点
1	企業信頼度	5	規模、財務・経営状況から本業務を履行できる能力はあるか。（資本金、売上高、ISO/IEC の取得等）	5
2	地理的条件	10	本市に主たる事業所を有しているか。	5
			県内にシステム保守事業所を有しているか。	5
3	担当者業務実績及び専任性	10	担当者は本業務を遂行できる能力があるか。（経験年数、実績、当該業務に関連した資格、学識経験等）	5
			担当者は本業務に支障がない手持ち業務量か。	5
4	作業実施体制	5	本業務が履行可能な業務実施体制であり、また、明確に示されているか。	5
5	作業管理方法	5	作業管理方法が明確であり、また、有効な手法か。	5
6	スケジュール	10	システム導入が確実かつ円滑に行えるスケジュールか。	5
			作業各工程における事業者と本市との役割分担及び作業内容が明確か。	5

7	提案するシステムの内容・実績	10	基本性能について、概要仕様書の要件を満たしているか。	5
			他の同規模自治体において導入実績はあるか。	5
8	システム拡張性 (カスタマイズ)	10	法改正や事務事業見直しに伴うシステム改修への柔軟性はあるか	5
			システム改修に伴う費用負担の判断基準及び費用積算方法は明確か。	5
9	データセットアップ及びデータ移行	15	データセットアップの手法が明確に示されているか。	5
			データセットアップの対応範囲は十分か。	5
			契約終了後のデータ移行についての考え方が明確に示されているか。また、本市にとって有益な提案となっているか。	5
10	データ取込	20	提案するシステムと概要仕様書に記載されている本市基幹系システム等からのデータ取込方法について考えが明確に示されているか。	5
			データ取込方法が有効な手法となっているか。	5
			基幹系システムとのデータ取込範囲は十分か。	5
			データ取込における他業者及び本市との役割分担、作業内容等が明確か。	5
11	利用開始支援 運用保守体制	30	システムの利用開始にあたっての支援体制、内容及び範囲は適切か。	5
			システム稼働後の運用保守体制は適切か。	5
			ソフトウェアのバージョンアップ等への対応は妥当か。	5
			障害発生時の対応体制及び内容は妥当か。	5
			障害発生時や問い合わせ等に迅速かつ柔軟に対応可能か。	5
			本市職員に対する教育、研修の実施内容、役割分担やスケジュールが適切か。	5
12	セキュリティ対策・信頼性	20	システムの人的、組織的なセキュリティ対策、システムの信頼性は十分に確保されているか。	10
			本市の情報セキュリティ要件等を満たしているか。	10
13	安全稼働対策	10	データ保護対策バックアップ体制は有効及び適切か。	5
			負荷分散等障害対策は有効及び適切か。	5
14	帳票及びデータ	10	出力できる帳票及びデータは十分か。	5
			有効と考えられる新たな帳票出力及びデータ出力があるか。	5

15	個人情報保護 対策	20	個人情報の漏洩を防ぐための手法や情報の管理が適切か。	15
			個人情報対策を行っている企業であることを証する資格等があるか。	5
16	新型コロナウイルス感染症対策	25	新型コロナウイルス感染症対策に対応した優れた機能があるか。	20
			他自治体における導入実績があるか。	5
17	要保護児童対策地域協議会での活用	20	要保護児童対策地域協議会においてシステムを有効活用するために有効な提案が示されているか。	20
18	自由提案	10	本市の要求仕様以外で本市にとって有益な提案事項はあるか。	5
			提案内容に実現性があるか。	5
一次審査分合計 115点				

(2) 評価指標

- ① 評価基準全 39 項目について、それぞれの評価項目に沿って企画提案書等の内容を評価し、点数を算出する。No.8、No.9、No.11、No.12、No.16、No.17、No.18については二次審査で評価する。
- ② 各評価項目は、4段階評価で行う。評価の判断基準は以下のとおりとする。

評価	評価内容
5	特に優れた提案である。
3	標準的な提案である。
1	提案内容が乏しい。(劣る。)
0	要件を満たしていない。または、記述されていない。

(3) 算出方法

以下の式に当てはめ、合計点数を 300 点満点で換算する。換算後の点数を機能要求書の評価点とする。(満点 300 点)

<p>「評価点」 = (評価点合計 ÷ 115 点 (企画提案書等の満点)) × 300 点 ※小数点以下第 2 位を、四捨五入する。</p>
--

9 二次審査の評価

(1) プレゼンテーションの評価項目 ※No.4～No.9 は傾斜配点有り

No	項目	合計点	評価基準	配点
1	システム拡張性 (カスタマイズ)	10	法改正や事務事業見直しに伴うシステム改修への柔軟性はあるか。	5
			システム改修に伴う費用負担の判断基準及び費用積算方法は明確か。	5
2	データセットアップ及びデータ移行	15	データセットアップの手法が明確に示されているか。	5
			データセットアップの対応範囲は十分か。	5
			契約終了後のデータ移行についての考え方が明確に示されているか。また、本市にとって有益な提案となっているか。	5
3	利用開始支援 運用保守体制	30	システムの利用開始にあたっての支援体制、内容及び範囲は適切か。	5
			システム稼働後の運用保守体制は適切か。	5
			ソフトウェアのバージョンアップ等への対応は妥当か。	5
			障害発生時の対応体制及び内容は妥当か。	5
			障害発生時や問い合わせ等に迅速かつ柔軟に対応可能か。	5
			本市職員に対する教育、研修の実施内容、役割分担やスケジュールが適切か。	5
4	セキュリティ 対策・信頼性	20	システムの人的、組織的なセキュリティ対策、システムの信頼性は十分に確保されているか。	10
			本市の情報セキュリティ要件等を満たしているか。	10
5	新型コロナウイルス感染症対策	25	新型コロナウイルス感染症対策に対応した優れた機能があるか。	20
			他自治体における導入実績があるか	5
6	要保護児童対策 地域協議会での 活用	20	要保護児童対策地域協議会においてシステムを有効活用するために有効な提案が示されているか。	20
7	自由提案	10	本市の要求仕様以外で本市にとって有益な提案事項はあるか。	10
8	理解・回答力	15	委員からの質問の意図、目的を理解し、的確かつ信頼できる内容で、評価できる回答がなされたか。	15
9	提案の実現性	15	提案内容は本業務の目的を達成することができる実現性が高いものとなっているか。	15
合計		160点		

(2) デモンストレーションの評価項目

No	項目	配点	基準
1	システム全体	15	操作しやすい画面構成となっているか。また検索項目は豊富で利便性に優れているか。
2	システム全体	15	ポータル画面でスケジュール管理や、対象児童の異動情報などが確認できるか。
3	システム全体	15	帳票出力前にプレビュー等で内容確認が可能か。
4	システム全体	15	システムへの入力から帳票出力までの一連の作業がスムーズにできるか。
5	セキュリティ	15	ユーザー毎にパスワードの設定や権限設定ができるか。
6	セキュリティ	15	操作者単位でログを登録できるか。また、管理者が操作ログの確認を行えるか。
合計		90点	

(3) 評価指標

- ① 評価基準全 25 項目について、それぞれの評価項目に沿ってプレゼンテーション・デモンストレーションの内容を評価し、点数を算出する。
- ② プレゼンテーション各評価項目は、4 段階評価で行う。評価の判断基準は以下のとおりとする。※傾斜配点有り

評価	評価内容
5	特に優れた提案である。
3	標準的な提案である。
1	提案内容が乏しい。(劣る。)
0	プレゼンテーション内容に含まれていない。

- ③ デモンストレーション各評価項目は、4 段階評価で行う。評価の判断基準は以下のとおりとする。

評価	評価内容
15	特に優れた提案である。
9	標準的な提案である。
3	提案内容が乏しい。(劣る。)
0	デモンストレーション内容に含まれていない。

(4) 算出方法

プレゼンテーション (満点 160 点) とデモンストレーション (満点 90 点) の合計。
(満点 250 点)

10 優先交渉権者の決定方法

上記方法により採点し、一次審査及び二次審査の各評価員の評価点を合計した点数が、最も高い者を最優秀提案者として決定する。

なお、最高得点者が二社以上あった場合は、企画提案書の評価が上位の者を最優秀提案者とし、それでも最優秀提案者が決定しない場合は、「児童相談システム導入業務委託公募型プロポーザル実施要領 (3) 企画提案書等作成要領」の「14 新型コロナウイルス感染症対策」項目と「15 要保護児童対策地域協議会での活用」の評価合計点が上位の者を最優秀提案者とする。

上記においても最優秀提案者が決定しない場合は、児童相談管理システム導入業務公募型プロポーザル業者選定委員会の多数決により最優秀提案者を決定する。

ただし、一次審査及び二次審査の合計点数が得点率 60%に満たない場合は、本市の要求を満たすことができないものと判断し、優先交渉権者としては選定しないことができるものとする。

最優秀提案者は、「児童相談管理システム導入業務委託プロポーザル実施要領」の「9 業務委託契約に関する事項」を踏まえ、児童相談管理システム導入業務公募型プロポーザル業者選定委員会の決定を受けることにより優先交渉権者となる。